

令和7年度 第1回子ども・子育て会議 議事録

開催日時	令和7年7月8日（火）18時30分から20時まで		
開催場所	辰野町役場 大会議室		
出席者数	26人 【委員】 15人 ※敬称略、順不同 翠川 俊一 辰野町PTA連合会長 岡森 美晴 保育園保護者協議会長 久保田 愛 学童クラブ保護者会長 赤間 公子 信州豊南短期大学 幼児教育学科教授 倉科 正豊 聖ヨゼフ幼稚園 園長 齊藤 美幸 長野県辰野高等学校 教頭 尾戸 仁美 つくば開成学園高等学校 教諭 宮原 俊一 辰野町校長会長 小澤久仁子 主任児童委員代表 有井 直美 学童クラブ支援員代表 赤羽 美香 辰野町社会福祉協議会事務局次長補佐 古村 幹夫 辰野町議会 福祉教育常任委員 林 まどか 識者（令和6年度子ども・子育て会議会長） 有賀美智代 中央保育園 園長 大久保智恵 子育て支援センター長／病児・病後児保育施設長 【町】 武居町長、山田副町長 【事務局】 子育て応援課 高倉課長、赤羽、田中、井出、野澤、桜井 学校支援課 竹村課長、宮原（代理） 【受託者】 山本 啓司 特定非営利活動法人 SCOP		
会議の公開	公開（傍聴できる）	傍聴者数	0人
配布資料	① 会議次第 ② 資料No.1 辰野町こども・子育て会議第1回 ③ 資料No.2 こどもの生活状況調査（小5・中2・高2年相当及び保護者） ④ 病児・病後児保育パンフレット ⑤ こども誰でも通園制度チラシ		
会議概要	1. 開会 2. 委嘱書交付 3. 町長あいさつ 4. 委員・事務局職員紹介 5. 子ども・子育て会議（経過等）について 6. 会長選出 7. 会長あいさつ 8. 協議事項		
	(1)	辰野町こども計画（仮称）の策定について（事務局：資料No.1 説明） 【資料No.1 (P5__1)】 列記されている5つの計画は、それぞれ国の法律に則って策定される計画。子ども・子育て支援事業計画は、昨年この会議にて策定いただいた第3期子ども・子育て支援事業計画がこれに当たるもので、この計画は必須	

の計画となる。

他4つの計画は、法律では努力義務で定められており、これらの5つの計画を全て包含することでこども計画として認められるもの。この計画の中には、町で策定していない計画もあり、未策定の計画も含められるため、こども計画にて策定していきたい。

計画の中には、国の補助金なども紐づいている計画があるため、より広く活用していくためには、こども計画の策定自体が当町にとって必須なものと考えている。

【資料No.1 (P5__2)】

今回策定するこども計画は、町の総合計画の子ども版に当たるものと考えていただければ結構かと思う。

これまでの法律では、子どもを守っていくというような社会の動向であったが、こども基本法が施行されてからは、子どもの主体性を高めていくといったような方針に転換されてきたところ。

【資料No.1 (P6__右上図)】

先ほどの5つの計画が、このこども計画の中に包含されているところであるが、子どもの権利保障に関する部分もこの計画の中に含んでいきたいと考えている。

【資料No.1 (P6__③)】

計画期間にあっては、令和8年度から令和11年度の4か年で予定している。この4か年というのは中途半端であるが、昨年度策定した第3期辰野町子ども・子育て支援事業計画の計画期間が、令和7年度から11年度となっている。したがって、計画自体（第3期辰野町子ども・子育て支援事業計画）は、必須の計画によることから、こども計画を5か年で策定すると、1年間の空白期間が発生してしまうので、こども計画の終了時期は揃えたい。今回の計画期間は4年という半端な期間になるが、次期のこども計画は5か年で策定する予定である旨をご承知いただきたい。

【資料No.1 (P6__右下表)】

各種データにあっては、町で保有しているデータを、現在、受託業者にて整理している。

子どもの意見聴取については、自治体によっては、学校に出向いて出前講座のようなことを行い意見聴取の機会を設けているというような動きもあるので、当町でも可能な限り、実際に現場に出向いてこどもの意見を計画に取り込んでいきたいと考えている。

なお、こども計画の素案は、12月の中旬を目途に作成していきたい。

また、当会議の開催は、進捗具合によって回数自体も増えることがあるかもしれないが了承をお願いします。

こども計画の素案は、12月の議会等で、あらためて議員にも確認をお願いする予定。

質問・意見等なし

(2) こどもの生活状況調査について（事務局：資料No.1説明）

【資料No.1 (P7__(1)】

県では、令和4年度にこども計画を策定しており、町民の方がアンケート調査に抽出されている。県においてもアンケートにて実態を把握し策定

しており、町にあってもこうした実態を把握していきたい。

- ・保護者向けのアンケートについては、小1、小5、中2、高2相当（16歳～17歳）の保護者の方を対象に約600人を予定している。
- ・子ども向けのアンケートについては、小5、中2、高2相当で約480人を予定している。
- ・小5、中2、高2の世代は、国・県と同様の対象年齢で実施する。対象を合わせることで比較分析が可能となり、全国や県下において当町の位置付けが他市町村と比較できる。

【資料No.1 (P8__ (2))】

過日の町校長会を通じてこのアンケートの実施については概ね了承をいただいている。

【資料No.2】

こちらのアンケート内容も、基本的には国・県が実施しているアンケート項目と同等のもので設定している。各年代と同様に、それぞれの項目で全国的な比較と県内での比較で、町がどのような位置にいるのかを分析しやすくするために同様のアンケートで実施したい。

〔小学5年生用・中学2年生用__P5〕

中学生では、問12、問13の設問が小5には無い設問になっている。進学についての質問を設けた。

〔中学2年生用__P6〕

問17「あなたが社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態になったときに誰に相談するか」→小学生と中学生の間で違う設問内容になっている。

〔高校2年生相当用__P2〕

高校生相当の問2の質問は、16歳、17歳では働いている可能性もあるため、就学・就労を設けた。

〔高校2年生相当用__P7〕

問19の「次のような場所を利用したことがありますか。また、利用したことがない場合、今後利用したいと思いますか」→居場所の必要性等を確認する設問を設けた。

〔保護者用〕

子どもと紐づけるために、子ども向けと保護者向けは、通し番号等で連動させクロス集計する。

【質疑応答】

<会長>

小学校5年生のアンケートの3頁を見ていただきたい。私の娘は今4年生、1年後には5年生になるが、娘を見てみると、例えば問6の「周りの人はあなたの考えや思っていることを聞いてくれますか」、1年後は分からないが、多分これを大人に見せないで自分で書いてと言ったときに、娘は分からないと言う感じがする。普段の宿題を見ていると、そんなに困ってないからこそ出る発言かもしれないが、娘に置き換えた場合には、このアンケートをうまく記入することができない。また、住んでいる地域にあなたの考えや思ってくれることを聞いてくれる人がいるのかと自分でも考えた上で、私の地域には私の考えを聞いてくれる人がいるなどと思ったら1または2に○を付けるという理解になると思うが、そこがどうかという感じがした。息子の小5の時であれば、もう少し理解ができたかなとも思うが、興味がないことについてはきちんと記入ができない。

5頁の問12に「これまでに難しいことにぶつかり、くじけそうになった経験はありますか。ある場合、そこから立ち直った経験はありますか」と聞かれたときに、やはり娘はもう分らないという答えになってしまうかなと思う。

一方で、内容自体はすごく細かくよく考えられていると思うので、この内容がいけないとか、変えるべきだとかそういう訳ではないが、現状でどうなのかと娘や娘の友だちを見た時に、5年生の理解度ってどのくらいなのかと思った。

<委員>

私も子どもが小学生だが、子どもから見た場合に、この数字と内容が逆の方が分かりやすい。数字が大きい方がそう思うとなっている方が答えやすいと思う。

<委員>

学校現場の立場から意見を述べさせていただきたい。このアンケートをいきなり配られて、自分のペースで答えてごらんと言われても、大人と違って、途中から訳が分からなくなってしまうとか、なかなか難しいと思う。分からないということは当然だと思うので、時間を取って担任の先生が一つひとつの説明に対して、こういうことなんだと補足をしながら、(町を)良くするためにみんなの考えを聞きたいということで、せっかくのアンケートを取るなら、子どもたちがこれを答えることが嫌になってしまわないよう、また答えてもらえるよう確認していきたい。

どこの5年生もこれをスラスラ答えられる子はそういないと思うので、子どもたちをあまり困らせないよう、夢が語れるような、そんなアンケートの時間を取れるよう考えたい。

<事務局>

校長先生の現場からの意見ということで、また担任の先生を通じて協力いただけるようお願いしたい。今回は文面にしている都合もあるが、実際のWebでは5段階評価ではなく、単純に「そう思うのか」「思わないのか」といった選択が出来るよう用意する。今回は、タブレットが用意出来ず、実際に見てもらえないが、この資料で表現が分かりづらいところは確かにあるかと思うので、実際のWeb上では、答えやすい内容でフォームを作成させていただく。また、重ねてのお願いになるが、学校現場でも回答にあたりお力添えいただきたい。

<委員>

こども票に、安心して答えられるよう、家の人には見せないでくださいという表記があるが、これは意味がよく分からない。それからインフォームドコンセントと言うのか、答えなくても良い自由というか、アンケートに私は答えませんという自由というのが前提としてない。どうのようになっているか。

<事務局>

前半の部分は、未定稿な部分がある。この調査の答えは、家の人に見せないでくださいというのは、学校で実施させていただくため、表記については、表記を変更し構成する。今回の資料で、そのような内容がきちんと出せなかった点は申し訳ないがご理解をお願いします。

	<p><受託者></p> <p>後半の答えなくとも良い自由ということだが、最終的に全部の回答を必須回答という設定をするかどうかというところはまだ煮詰まっていないところ。実態調査の中で、一般的には答えないというのも一つ意思表示として読み取っている。従って、間違えた回答とか、答えなかったものは回答しないという意味として分析の時に使うことがある。</p> <p>一方で、あくまで皆さまの意向を聞く、実態を知るという意味では、事務局として最大限の回答を取りたいというところがあるので、どうやって最終的に表現するかはもう少し詰めたが、完全に強制するという事はないということをご理解いただきたい。</p>
	<p>(3) 子どもの権利条例について (事務局：資料No.1 説明) 【資料No.1 (P9)】</p> <p>今年2月に町で実施した後期総合計画の策定に伴う町民意識調査にて、この調査の中に子どもの権利の認知度を取った経過がある。その回答の中で、7割以上の方が認知していないという状況であったので、そこを共有する意味で、今回、子どもの権利に触れさせていただく。</p> <p>【資料No.1 (P11) __こどもの権利を巡る主な動き】</p> <p>子どもの権利保障を総合的に捉えた条例制定は、条例は自治体（市区町村）が作っているものだが、総合的な条例は、かなり権利自体が具体的に落とし込まれている条例。例えば、ケース毎に政策や仕組みが相互に補完し合うような条例が全国81団体で整備されている。こども条例といっても、理念だけでもこども条例として整理されるので、こどもに関する条例自体は全国でももう少し増えてきている。</p> <p>本日は、あくまでもこうした動きが出てきているという認識を持ってもらうことで、今すぐ作らなければいけないとか、そういう話ではない。こうしたこどもの権利に関する動きなどは、また会議を通じて少しずつ研究していきたいと考えている。</p> <p><会長></p> <p>先ほどのアンケートにも暴力であるとか、性的な項目があるが、そういったセンシティブな内容に対してこどもの権利がしっかり守られるようにアンケートを取っていただきたいが、やはりそういったことに対して答えたくないという子どももいるかと思う。</p> <p>アンケートに限らず、教育現場で、強制という言葉が強いが、子どもが何かを促されたときに、子どもは、ほぼ拒否することが出来ない。大人であれば、私はこういうふうであるという主張が出来るが、子どものほとんどは、大人にこうなさいと言われたことに対して教育現場での拒否権がない、もしくは拒否することが難しいのかなと思っている。</p> <p>先ほどのアンケートと、このこどもの権利というところに関し、十分にこどもの権利が守られるようなものであってほしいと願う。</p> <p><事務局></p> <p>先ほど、こども計画でも説明したが、この計画の中にも子どもの権利保障を盛り込んでいきたいと考えている。まずは計画の中で落とし込み、また権利の部分を、今後素案等を作っていく中で、皆さまにも確認をお願いしていくので、また権利に関する内容が固まってきたところで、示していきたいと考えている。</p>

	<p><町長></p> <p>こどもの権利条例について、私の思いや考えを述べたい。先ほど説明してきた中でこども基本法であったり、辰野町こども計画であったり、こどもの権利条例の説明があった。言葉を整理してもらいたいところがあるが、法律はあくまでも国が作るもので、全て日本国民あるいは日本に居住する外国人も含めてのものでありで、条例という言葉は、先ほど事務局から説明があったとおり自治体の法律的なものを条例と呼んでいる。ただ、その条例の中身を見てみると、この権利条例がポツポツと動きの中で出てきており、あらためて今回皆さまにお願いしている作業の中で、こども計画は作っていただきたいという目標があるが、この条例までを必ず作ってほしいということではない。こども基本法もあり、こども計画が出来れば、それで子どものケアの権利というか、子どもの全てを守れるというのがあれば、あえて作ることはなく、そういう解釈である。</p> <p>ただし、この条例は、あくまで自治体で適用されるものであるもので、各自治体の状況がやはりそれぞれ違う。県レベルであり、市町村レベルであり、(ケアのための)施設の有無もある。従って、冒頭に会長が話されたが、とにかく勉強しようとするほど非常に幅が広く深い問題にも直面していく。計画部分、或いはこの条例的な部分を、深く突っ込んでいくと、どこを辰野町としては目指していけば良いのかということに直面するが、どうかこの数ヶ月の間に、委員皆さまの努力もお願いし、この条例の必要性を見極めていただきたいというところ。</p> <p>国内では、有名な川崎市の条例が出来たことで、県下では松本市に続き、県でもこの条例的なものが出来、追随するように長野市、安曇野市で作る動きが出てきている。本日、古村議員が議会代表で出席していただいているが、やはり議会でもこの問題については、条例の制定を町としても取り組んでもらいたいというような要請も出てきている。</p> <p>こうした中で、第一段階としては、先ほど皆さまに見ていただいた生活状況調査にて、色々な年代あるいは保護者の皆さまの回答も非常に私たちの判断材料にもなると思われるので、そういったアンケート調査をしっかりと見極めた上で、町にとって必要なものをこれから作ってほしいという思いを伝えたい。</p>
(4)	<p>その他</p> <p><委員></p> <p>資料No.1の5頁の部分、今回の会議の中では、辰野町こども計画の策定というところも見据えて会議が行われていくという説明があったが、努力義務の計画が4つあるというところで、子どもの貧困対策に関する計画が盛り込まれている。子どもの貧困という部分では、どうしてもその家庭状況や子どもの貧困という流行りのキーワードのように結構聞く機会が多いが、貧困は一朝一夕で、すぐ解決できる問題ではなく、どうしても子どもと言われる時期を脱して、成人してその後社会に出ていく段階になっても、この貧困という問題がその1人の子どもであったり、人に付いて回ってくる問題だと考える。そうした時に、今日のこの会議の中で、福祉分野の担当課の出席がないというところがどうなのか。</p> <p>主は、もちろん子育てというところでは、教育関係の先生や担当課の職員は中心になろうかとは思いますが、子ども1人その人を長期的に見るという意味では福祉分野の担当課が1人でも出席することで、その後に繋がっていくということを感じている。</p> <p><事務局></p> <p>本件に関しては、認識のとおり。従って、次回以降は福祉担当部署も調</p>

	整の上でこの会議に出席してもらおう。
	<p>9. その他</p> <p>(事務局：ぴっかりハウスパンフレット説明)</p> <p>病児・病後児保育室（ぴっかりハウス）は、これまで121人のお子さんが利用登録をされ、6月には19人の利用があった。7月は既に13人のお子さんの利用があり、少しずつ地域に知られてきているところ。日々工夫しながら運営を進めていきたいと考えている。</p> <p>主任児童委員の皆さまには、お花や折り紙など、施設に温かみを添えていただいた。この場をお借りしてお礼を申し上げます。</p> <p>(事務局：こども誰でも通園制度チラシ説明)</p> <p>こども誰でも通園制度は、令和8年度から全国的に本格実施される予定で、町では令和7年8月1日から試行的に開始する。</p> <p>今後にあっては、ホームページやLINEなどで広く周知し、対象となる家庭には個別に案内をする。皆さまにも制度の趣旨を理解いただき、必要とされる家庭に届くよう協力をお願いします。</p>
	10. 閉会